

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁乙備発第4号
平成30年4月12日
警察庁次長

機動隊の運営について(依命通達)

機動隊の運営については、「機動隊の運営について」(昭和37年10月13日付け警察庁乙備発第5号ほか)をもって示達した「機動隊設置運用基準要綱」に基づき実施してきたところであるが、現下の情勢等に鑑み、別添のとおり「機動隊運営要綱」を定めることとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

命により通達する。

機動隊運営要綱

第1 機動隊の編成

各都道府県警察は、機動隊を編成するものとする。

第2 機動隊の任務

- 1 機動隊は、警備実施の中核部隊として治安警備及び災害警備に当たるものとし、その他必要に応じ、部隊活動により集団警ら、各種一斉取締り等に当たるものとする。
- 2 機動隊は、隊員が命令に従い、直ちに一体となって各種事象に対応して初めてその任務を全うし得るものであるから、隊員は、平素から規律を保持するとともに、融和団結を旨とし、清新闊達な隊風の確立に努めなければならない。

第3 機動隊の応援の場合の指揮系統

機動隊は、警察署又は本部の他の部課を応援する場合においては、原則として、当該警察署長又は事案を担当する部長若しくは課長の指揮下に入るものとする。

第4 隊員の選抜及び服務期間

- 1 機動隊の幹部は、人格、識見及び指揮能力に優れた、将来の都道府県警察の中樞を担うべき人材をもって充てるものとする。なお、隊長の選抜に当たっては、その資質及び能力が、機動隊の運営及び隊員の資質の練磨の在り方を左右することに鑑み、人格、識見、実務上の能力等に特に優れた者をもって充てるように配意しなければならない。
- 2 幹部を除く隊員の選抜は、原則として、次の各号に該当する者について行うものとする。
 - (1) 30歳未満で身体強健な者
 - (2) 1年以上の実務経験を有する者
 - (3) 術科に優れ、又は通信、自動車の運転等に関する技能を有する者
- 3 隊員の服務期間は、機動隊の円滑な活動、隊員の人格育成及び実務能力の向上等に配慮し、おおむね2年以内となるよう努めるものとする。

第5 教養訓練

- 1 機動隊は、警備実施の中核部隊として必要不可欠な諸技術について、徹底した教養訓練を行うほか、隊員が部隊活動により集団警ら、各種一斉取締り等に従事する際に必要とされる所要の教養訓練を行うものとする。
- 2 機動隊長は、関係部課長と緊密に連携して、教養訓練計画を作成するものとする。
- 3 機動隊の教養訓練計画の作成に関する基準は、別に定める。

第6 勤務計画

- 1 機動隊長は、関係部課長と協議の上、勤務計画を作成するものとする。
- 2 勤務計画の作成に当たっては、機動隊の多角的な運用、教養訓練時間の確保等に配意し、隊員の実務能力を向上させ、機動隊の特性及び機能を十分発揮させるよう努めなければならない。

第7 宿舎等の施設、警備装備品等

機動隊は、有事即応の集団警備力を常に確保するため、宿舎等の施設、車両、警備装備品等の充実整備に努めるものとする。